

松本市地域チャレンジ応援事業補助金

地域のチャレンジ応援します！

持続可能な活力ある地域社会の実現に向けて、地域の自主的・自発的な地域づくり活動を応援するため「松本市地域チャレンジ応援事業補助金」を交付します。

「町会のデジタル化を推進したい！」「イベントで地域を盛り上げたい！」等々、皆さんの自由な発想・アイデアで地域を元気にする事業提案をお寄せください！



町会チャレンジの部

対象者 単位町会

対象事業 町会の課題解決や活性化を図る新規の取り組みであって、他町会の参考となるような先進性が認められる事業*

*既存事業への充当や単なる備品取得、ごく一般的な親睦行事と見なされるもの等は対象外です。

一般チャレンジの部

対象者 市民活動団体*（単位町会を除く）

対象事業 地域コミュニティの醸成や地域の魅力向上等を通じて、地域に新たな活力を生み出そうとする事業

*自発的な意思に基づき、非営利かつ公益的な活動を行う団体、グループ、サークル等をいいます。

《補助金の概要》

● 補助率及び補助限度額

補助対象経費の10分の10以内、1事業につき20万円まで
※ただし、予算の範囲内で交付します。

● 補助対象経費

事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとします。

（例）謝礼、消耗品費、印刷費、使用料、借上料、保険料 等

※人件費、食糧費は、一部の場合を除き原則対象外です。

補助率
10/10

補助限度額
20万円

まずはお気軽に
ご相談ください！

【応募方法】

事業を実施する地区の地域づくりセンターに事前相談の上、申請書類を提出してください。

（相談の際、団体の概要や事業内容を説明できる資料をお持ちください）

事前相談受付期間：令和7年 **3月21日（金）** から **4月25日（金）** まで

応募締切：令和7年 **5月9日（金）** ※必着



詳細はこちらから→

《補助事業の流れ》

事前相談

事業の内容について
センターと相談します。

申請

申請書に必要書類を
添えて提出します。

交付決定

採択後、交付決定が
通知されます。

事業実施

事業計画に基づき
事業を実施します。

実績報告

事業完了後、
報告書を提出します。

交付

額の確定後、補助金が
振り込まれます。

※概算払い（先払い）も可

事業の実施を地域づくりセンターがサポートします！

【お問合せ】奈川地区地域づくりセンター ☎ 79-2121 FAX 79-2903
E-mail nagawa-s@city.matsumoto.lg.jp